

令和 7 年 第 4 回

土幌町議会定例会議案

【議案第 16 号～第 20 号】

令和 7 年 12 月 9 日

- 議案第16号 損害賠償額の決定及び和解について
議案第17号 損害賠償額の決定及び和解について
議案第18号 損害賠償額の決定及び和解について
議案第19号 損害賠償額の決定及び和解について
議案第20号 令和7年度士幌町一般会計補正予算（第10号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月9日

士幌町議会議長 河口 和吉 様

士幌町長 高木 康弘

議案第16号

損害賠償額の決定及び和解について

令和7年11月1日に発生した物損事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し和解する。

1 損害賠償の額

金3,377,000円

2 和解の内容

相手方は、町に対して、本件に関し今後一切の請求、異議の申し立てをしない。

3 和解の相手方

[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

4 事故の内容

令和7年11月1日、町が設置する樹木（防風保安林）が暴風により倒れ、相手方が所有するビニールハウス及び格納庫を破損し損害を与えたもの。

説明

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を得ようとするものである。

議案第17号

損害賠償額の決定及び和解について

令和7年11月1日に発生した物損事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し和解する。

1 損害賠償の額

金 6 6 0 , 0 0 0 円

2 和解の内容

相手方は、町に対して、本件に関し今後一切の請求、異議の申し立てをしない。

3 和解の相手方

[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

4 事故の内容

令和7年11月1日、町が設置する樹木（防風保安林）が暴風により倒れ、相手方が所有するビニールハウスを破損し損害を与えたもの。

説明

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を得ようとするものである。

議案第18号

損害賠償額の決定及び和解について

令和7年11月1日に発生した物損事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し和解する。

1 損害賠償の額

金5,940,000円

2 和解の内容

相手方は、町に対して、本件に関し今後一切の請求、異議の申し立てをしない。

3 和解の相手方

[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

4 事故の内容

令和7年11月1日、町が設置する樹木（防風保安林）が暴風により倒れ、相手方が所有する牛舎を破損し損害を与えたもの。

説明

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を得ようとするものである。

議案第19号

損害賠償額の決定及び和解について

令和7年11月1日に発生した物損事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し和解する。

1 損害賠償の額

金 6 5 6 , 1 5 0 円

2 和解の内容

相手方は、町に対して、本件に関し今後一切の請求、異議の申し立てをしない。

3 和解の相手方

[REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

4 事故の内容

令和7年11月1日、町が設置する樹木（防風保安林）が暴風により倒れ、相手方が所有するD型倉庫を破損し損害を与えたもの。

説明

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を得ようとするものである。